

5 低体重児の届出及び未熟児訪問の愛知県からの権限移譲について（新規）

*経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による基礎自治体への権限移譲のひとつとして、平成 25 年 4 月より母子保健法に基づく「低体重児の届出」、「未熟児養育医療」、「未熟児訪問」が市へ移譲されました。小牧市では、「低体重児の届出」と「未熟児訪問」は、保健センターが、「未熟児養育医療」については、市役所の保険年金課が担当となっております。

現在、低体重児の届出を把握したのち、保護者と連絡を取り未熟児訪問につなげているところです。

1) 平成 24 年度低体重児の届出状況（春日井保健所実績より）

出生数	低体重児 数	低体重児 出生率	500g 未満	500～ 999g	1,000～ 1,299g	1,300～ 1,499g	1,500～ 1,799g	1,800～ 1,999g	2,000～ 2,299g	(人)	
										2,300～ 2,499g	
1,379	118	8.8	0	0	3	4	5	9	35	62	

2) 平成 24 年度未熟児養育医療給付件数（春日井保健所より）：25 件／年